



埼玉県報

第 2 4 0 3 号
平成 2 4 年 7 月 3 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(県央地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示\(北部地域振興センター\)](#)
- [県税の収納事務に係る告示\(税務課\)](#)
- [自動車税等の収納事務委託に係る告示\(税務課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する告示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [建築基準法第94条第3項に規定する公開口頭審査の開催\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [埼玉縣市町村職員共済組合公告\(市町村課\)](#)

正誤

- [埼玉県選管告示第36号中訂正\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第九百九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シンフォニー
- 三 代表者の氏名
室井 今日子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県新座市新座三丁目三番二十号棟一〇五号室
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対し社会参加を目指した支援活動を行い、福祉の増進を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ポコ・ア・ポコ

三 代表者の氏名

山本 恵子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目一番二十七号

五 定款に記載された目的

本会は、障害児・者に対し、障害児・者及びその家族が充実した社会生活を送り、そのための生活自立を支援する活動を行うと共に、社会参加の促進を図り、よって地域社会に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ぶなの里越谷

三 代表者の氏名

藤坂 奎介

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市東越谷四丁目三番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、越谷市の障がい者に対し、地域で安心して生活が出来るよう支援するとともに、誰もがこころ豊かに生活できるよう地域保健福祉に関する事業を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

N P O 法人生活支援サービスにじ

三 代表者の氏名

永井 陽子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市箕田三千九百七十四番地五

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人やその家族に対し、地域で生活する上で必要な支援を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人むつみ会

三 代表者の氏名

成田 恵実

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市仙波町四丁目二番地一号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者が充実した社会生活が送れるようさまざまな支援を行なうと共に、地域への啓発活動を通して障害者の社会参加を促進し市民との交流増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年六月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人おひさま
- 三 代表者の氏名
津末 弘枝
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡三丁目二十一番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持った者に対し、社会参加を後押しし、経済的自立の一助になるよう共同作業所の設置、訓練等、就労を中心とした支援活動を行うことにより、障害者自身が生まれてきてよかったと思える生活を送れるよう援助することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人モンキーポッド

三 代表者の氏名

齊藤 智美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県久喜市上清久五百十二番地三

五 定款に記載された目的

この法人は、久喜市並びに近隣の市・町に住む障がい児に対し、その年齢に合わせた遊びや文化・スポーツ等の余暇活動の充実を通して、その家族の就労や休息を得ること等を支援することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第九百十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人めぬま七草の会

三 代表者の氏名

荒井 百合子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市妻沼七百七十一番地

五 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対し、地域生活援助事業を行い、知的障害者の社会参加及び地域での生活の確立に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第九百十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区渋谷三丁目二十五番十八号 トランス・コスモス株式会社 代表取締役社長 奥田 昌孝	埼玉県さいたま県税事務所、埼玉県川口県税事務所、埼玉県朝霞県税事務所及び埼玉県春日部県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	平成二十四年三月一日から平成二十五年二月二十八日まで

告示

埼玉県告示第九百十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都江東区豊洲三丁目三番 三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・デ ータ 代表取締役社長 山下 徹	自動車税、不動産取 得税及び個人事業税 に係る徴収金の収納 事務（左欄の徴収金 のとりまとめ）	平成二十四年三月一 日から平成二十七年 二月二十八日まで
東京都千代田区二番町八番地 八 株式会社セブン・イレブン・ジ ヤパン 代表取締役 井阪 隆一 東京都豊島区東池袋三丁目一 番一号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 上田 準二 東京都品川区大崎一丁目十一 番二号 株式会社ローソン 代表取締役 新浪 剛 愛知県稲沢市天池五反田町一	自動車税、不動産取 得税及び個人事業税 に係る徴収金の収納 事務（上欄に掲げる それぞれの受託者の 直営店舗及びこれら の者とフランチャイ ズ契約等を締結して いる加盟店舗におけ る収納事務）	同右

番地

株式会社サークルKサンクス
代表取締役 中村 元彦

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 阿部 信行

東京都千代田区岩本町三丁目十番一号

株式会社デイリーヤマザキ

代表取締役社長 佐藤 卓

東京都中央区日本橋一丁目一番一号

国分グローサーズチエーン株式会社

代表取締役 藤田 秀一

群馬県前橋市亀里町九〇〇

株式会社セーブオン

代表取締役 土屋 嘉雄

神奈川県横浜市中区日本大通十七番地

株式会社スリーエフ

代表取締役 中居 勝利

愛知県名古屋市中区栄一丁目七番三十四号

株式会社ココストア

代表取締役 盛田 宏

広島県広島市安佐北区安佐町

大字久地六百六十五番一号

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 真司

北海道札幌市中央区南九条西

五丁目四百二十一番地

株式会社セイコーマート

代表取締役 丸谷 智保

東京都港区港南一丁目八番二

十七号

株式会社しんきん情報サービ

ス

代表取締役 東 敏明

告 示

埼玉県告示第九百十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1152580088	介護老人保健施設 遊	埼玉県所沢市東狭山ヶ丘 4-2666-1	介護老人保健施設	社会医療法人 至仁会	平成 24 年 6 月 1 日

告示

埼玉県告示第九百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK 東松山

ケーズデンキ ピオニウオーク東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の所在地

（変更前）埼玉県東松山市東松山都市計画事業高坂駅東口第二特定土地区画

整理事業地内二十五 一街区外

（変更後）埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

ハ 変更年月日

平成二十三年十一月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十四年六月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

熊谷クレッセ

埼玉県熊谷市大字小島字下川原七百七十番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前十時から午後九時

（変更後）午前七時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前九時三十分から午後九時三十分

（変更後）午前六時三十分から午後九時三十分

八 変更年月日

平成二十四年七月一日

二 届出年月日

平成二十四年六月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

白岡ショッピングセンター

埼玉県南埼玉郡白岡町新白岡三丁目五十 一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 交通安全対策について

・新設される「荷さばき施設2」の車両出入口は、「駐車場」出口と接近しているため、お客様及び納入業者等への注意喚起を行うこと。

・新設の荷さばき施設2の前面道路は、住宅街に隣接する道路であることから、大型車通行に十分な幅員ではない。そのため、通行に当たっては他の車両通行に配慮するとともに、近隣住民の安全を確保するよう十分注意すること。

二 騒音・振動の対策について

・商品の搬入や廃棄物等の搬出において、アイドリングストップを徹底すると共に、作業に伴う騒音・振動が近隣住民に不快感を与えないようにすること。

・早朝、深夜等の営業時間外の作業については必要最小限とし、苦情が発生した場合は直ちに作業を停止し対応にあたること。また、住宅脇や道路上での積み下ろし等苦情の要因となる作業は絶対に行わないこと。特に荷さばき施設2の時間帯及び大型車の進入については隣接住民に対して必要性等についての説明を十分に行うこと。

三 廃棄物の処理に関する事項

・廃棄物等の適正な管理を行い、店舗周辺を含め悪臭やゴミの散乱がないように常に清潔な環境を保つこと。特に廃棄物保管施設dについては、臭気対策を講じること。

四 その他

・近隣住民からの苦情等については誠意を持って対処し、起因されるものについては改善すること。

・白岡町環境基本条例に基づく事業者の責務を遵守すること。

二 縦覧期間

平成二十四年七月三日から平成二十四年八月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡小鹿野町藤倉字河原指三 七六、三 八二の一、三 八二の二、字檜山四二四九、四二五 の一、四二五 の二、四二五一の一、四二五一の二、四二五二から四二六三まで、字宮沢五 一六、五 一七、五 一八の一、五 一八の二、字寺沢五 二一から五 二五まで、五 六、五 六一の一、五 六一の二、字マゴメ五 八二の一、五 八二の二、五 八三から五 九五まで、五 九六の一、五 九六の三、字ガラゴ五二三四の一、五二三四の三、五二三五の一、五一三五の三、五一三六の一、五一三七の一、五一三七の三、五一三七の四、五 一三八の一、五一三八の三、五一三九の一から五二三九の三まで、五二四 の一、五二四 of 三、五二四一の一、五二四一の二、五二四一の四、五二四一の五、五 一四二の一、五二四二の三、五二四三の一、五二四四の一、五二四四の二、字二本木五一五、五一五一の一、五一五一の二、字長阪五三四九の一、五三四九の二、五三五 の一、五三五 of 二、五三五 of 二、五三五一の一、五三五一の二、五三五二の一、五三五二の二、五三五三、五三五四の一から五三五四の三まで、五三五五の一、五三五五の二、五三五六の一から五三五六の四まで、五三五七の一から五三五七の三まで、五三五八の一、五三五八の二、五三五九の一から五三五九の三まで、五三六 の一から五三六 of 三まで、五三六一の一から五三六一の まで、五三六二の二、五三六三の一から五三六三の三まで、五三六四の一から五三六四の四まで、五三六五の一、五三六五の二、五三六六の一から五三六六の四まで、五三六七の一から五三六七の三まで、五三六八の一から五三六八の三まで、五三六九の一から五三六九の三まで、五三七 の一から五三七 of 七まで、五三七一の一から五三七一の三まで、五三七二、五三七三、五三七四の一から五三七四の三まで、五三七五の一から五三七五の三まで、五三七六、字二子山前五三八 の一、五三八一から五三八五まで、字カブリ穴五三八六の一から五三八六の五まで、五三八七から五三八九まで、五三九 の一、五三九 of 二、五三九一から五三九七まで、字町上り五五二一の一、五五二四、五五二五、五五二六の一、五五二六の二、五五二七、五五二九、五五三、五五三一の一、五五三一の二、五五三二の

一、五五三二の二、五五三三、五五三四の一、五五三四の二、五五三五、五五三六、五五三七の一、五五三七の二、五五三八の一、五五三九の一、五五四〇、五五四一、五五四二の一、五五四二の二、字萱ノ坂五五四三から五五五六まで、五五五七の一、五五五七の二、五五五八から五五六二まで、字越沢五四九の二、五四一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を埼玉県庁及び小鹿野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

平成二十四年埼玉県告示第三百三十五号で公示した公共測量（さいたま市一級基準点改測）は、平成二十四年三月二十八日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

平成二十四年埼玉県告示第三百三十六号で公示した公共測量（さいたま市二級基準点改測）は、平成二十四年三月二十八日終了した旨測量計画機関の長であるさいたま市長清水勇人から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十四年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	新座
市町村名	新座市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十四年 七月三十一日 午前十時から
場 所	新座市役所第二庁舎会議室 一（埼玉県新座市野火止一丁目一）
公述申出書 提出期間	平成二十四年 七月三日から 平成二十四年 七月十八日まで
提出先	埼玉県都市整備部都市計画課、新座市都市整備部まちづくり計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十四年 七月三日から 平成二十四年 七月十八日まで
閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、新座市都市整備部まちづくり計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県建築審査会告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

平成二十四年七月三日

埼玉県建築審査会会長 飯塚 肇

一 日時

平成二十四年七月十三日（金）

午後一時十五分から

二 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三 十二 二十四

埼玉教育会館 三階三〇三会議室

三 件名

埼玉県建築審査会平成二十四年（不）第一号事件

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年七月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年五月二十二日

指令川建セ第二四〇〇五〇号

二 検査済証番号

平成二十四年六月二十八日

川建セ第二四〇〇二三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字谷口字矢筑一六三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字南吉見一九一一番地三一

辻 晶久

告 示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月三日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年七月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県教職員健康審査会委員の委嘱について
- ロ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について
- ハ 埼玉県立図書館協議会委員の任免について
- ニ その他

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十四年七月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

一 日時 平成二十四年七月六日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ その他

雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十三年度決算の要旨を公告する。

平成二十四年七月三日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 岡村 幸四郎

損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
							アルペンローゼ	会館				
収 入	負担金	16,022,196	50,953,341		534,288	703,904						
	掛金	15,858,277	26,922,790			687,083						
	施設収入・商品売上						269,846	57,666				
	利息及び配当金	4,123		910,959	441	742	7,115	553	7,438,279			
	その他収入	3,035,424			208,366	116,365	2,112	117,541	945,488	815,954	91,149	1,010
	他経理から繰入金				98,748		40,682					
	前年度支払準備金	2,578,547										
	計	37,498,567	77,876,131	910,959	841,843	1,508,094	319,755	175,760	8,383,767	815,954	91,149	1,010
支 出	給付	16,283,694										
	役員給与				240,002	48,167	32,064	23,398	58,274	55,320	4,515	
	旅費・事務費				50,958	4,341	3,488	589	5,896	3,435	75	
	商品仕入						8,959	349				
	飲食材料費						58,780					
	委託費				55,987	136,158	82,529	29,868	93,357	18,708	600	
	支払利息			910,959					7,983,412	666,729	78,624	991
	連合会払込金	464,399								30,230		
	負担金払込金		50,953,341									
	掛金払込金		26,922,790									
	前期高齢者納付金	6,992,351										
	後期高齢者支援金	5,557,868										
	病床転換支援金											
	老人保健拠出金	2,423										
	退職者給付拠出金	1,350,911										
	他経理へ繰入金	98,748				40,682						
その他支出	4,199,905			433,344	1,144,875	147,337	117,893	29,416	45,590	11,241	19	
次年度支払準備金	2,494,602											
計	37,444,901	77,876,131	910,959	780,291	1,374,223	333,157	172,097	8,170,355	820,012	95,055	1,010	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	53,666			61,552	133,871	△ 13,402	3,663	213,412	△ 4,058	△ 3,906		

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	5,529,335	4,812,002	1,814,800	689,030	1,127,153	1,698,401	549,541	41,767,346	1,609,795	64,549	
	固定資産			42,825,410	22,398	3,982	2,321,010	1,164,316	395,682,080	26,787,174	3,157,500	61,914
資産合計		5,529,335	4,812,002	44,640,210	711,428	1,131,135	4,019,411	1,713,857	437,449,426	28,396,969	3,222,049	61,914
負債	流動負債	472,770	4,812,002		30,960	476,712	15,349	5,026	416,244,122	3,261	1,047	
	固定負債	2,494,601		44,640,210	260,555	71,156	456,861	503,967	79,576	25,908,011	3,161,263	61,914
	負債合計	2,967,371	4,812,002	44,640,210	291,515	547,868	472,210	508,993	416,323,698	25,911,272	3,162,310	61,914
純資産	資本剰余金					981	3,388,376	988,151				
	利益剰余金	2,561,964			419,913	582,286	158,825	216,713	21,125,728	2,485,697	59,739	
	純資産合計	2,561,964			419,913	583,267	3,547,201	1,204,864	21,125,728	2,485,697	59,739	
負債・純資産合計		5,529,335	4,812,002	44,640,210	711,428	1,131,135	4,019,411	1,713,857	437,449,426	28,396,969	3,222,049	61,914

正 誤

埼玉県選管告示第三十六号（平成二十年三月二十八日号外第九号）中訂正

ページ 段 行

三十四 上段 九

誤

第七十三号

正

第二十六号

ページ 段 行

三十四 上段 九行目の次に次の一行を加える。

第八条第二項中「、同項第二号」を削る。

ページ 段 行

三十四 上段 十五

誤

の別記様式第二

正

別記様式第二

ページ 段 行

三十四 上段 十七

誤

の別記様式第九号

正

別記様式第九号

ページ 段 行

三十四 上段 二十

誤

第二十条の二

正

第二十二條の二

ページ 段 行

三十四 上段 二十一から二十二まで

誤

の別表第十三号様式

正

別表第十三号様式

ページ 段 行

三十四 上段 二十四から二十五まで

誤

第四条第十五号の規定の適用を受ける特殊法人

正

第四条第十五号に規定する法人

ページ 段 行

三十四 上段 二十八から二十九まで

誤

に規定する学校（次の口において「学校」という。）

正

第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百十四条に規定する各種学校（次の口及び第十七条第一項第一号においてこれらを「学校」という。）

ページ 段 行

三十四 上段 三十から三十一まで

誤

厚生年金省令

正

厚生省令

ページ 段 行

三十四 下段 八

誤

「その他その資格」を「その他のその資格」に、

正

「その他」を「その他の」に、

ページ 段 行

三十四 下段 十二から十四まで

誤

「開示を」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

正

「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日、」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

ページ 段 行

三十四 下段 二十八

誤

別に定める

正

条例第二十一条第一項の規定に係る書面その他の

ページ 段 行

三十五 上段 二

誤

「第三項」の次に「及び同条第四項」を加える。

正

「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。